矢巾町指定ごみ袋の臨時措置について

令和９年３月31日（水）をもって臨時措置を終了します

※変更前：令和8年6月1日～令和8年11月30日

「指定ごみ袋」以外でも出すことができます

✓使用できるごみ袋

15リットルから45リットルまでの
透明または**半透明**の袋



⚠袋にはマジック等でごみの種別を大きく記載してください

✕使用できないごみ袋

中身が見えない袋
（黒色の袋など）



他自治体の
指定ごみ袋



段ボール、紙製、布製の袋



- 指定ごみ袋を使用する場合は通常どおりの出し方をお願いします。
  ※資源ごみの袋に燃やせるごみ・不燃ごみを入れることは不可
- ごみの収集場所・日時も変更はありません。

町民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

お問合せ先・詳細

矢巾町 町民環境課 環境係
019-611-2506

詳しくは矢巾町HPまで→